

関係方面からの意見

目次

原子力発電等に関する要請書（平成 27 年 5 月 29 日） 原子力発電関係団体協議会 2

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と原子力安全・防災対策に関する重点提言（平成 27 年 6 月 10 日） 全国市長会 6

原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言（平成 27 年 7 月） 全国知事会 7

原子力利用の安全に係る行政組織の 3 年見直し等に関する提言～国民の安全・安心をより確かなものとするために～（平成 27 年 8 月 20 日） 自由民主党
政務調査会 9

Ⅱ 原子力施設の安全対策について

1 実効性ある原子力規制の実施と国の説明責任について

（3）原子力規制委員会に関する事項

- ① 原子力規制委員会については、同委員会設置法附則第 5 条の規定に定める 3 年以内の見直しに向けて、高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、立地自治体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、改善出来る仕組みを構築すること。
- ② 原子力施設に係る新規規制基準等に基づく適合性審査については、設備運用に係るソフト面の規制を含め厳正かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図ること。また、既に適合性確認申請がなされている原子力施設について、安全性の確保のため着実に審査を行うこと。

〈内閣官房〉 〈文部科学省〉 〈経済産業省〉 〈原子力規制委員会〉

Ⅲ 原子力防災対策について

1 原子力防災体制の強化について

（1）原子力災害対策指針に関する事項

- ① 原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。
- ② UPEZ 外の自治体でも必要に応じ緊急時に円滑な防護対策を可能とするため、事前の対策について改めて検討を行うこと。
- ③ 実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分及び原子力災害対策重点区域の範囲など未策定の事項について、速やかに指針を策定するとともに、廃止措置に向けて長期間停止する原子炉についても必要な対策を示すこと。

(2) 原子力防災体制の確立に関する事項

- ① 複合災害や過酷事故が起こることを想定し、関係自治体の意見を踏まえ、原子力防災対策を充実させるとともに、災害対策における自治体の役割の重要性に鑑み、関係自治体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備も含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。
- ② 避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、原子力発電所立地地域毎に設置された地域原子力防災協議会において、各地域の取組状況を把握し、国から具体的な対策を提示するなど、迅速かつ着実に進めることにより、国として、地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。また、住民の安全確保のためには、立地地域の意見をよく聴いた上で、真に関係省庁が連携し、課題に真剣に取り組むことが必要であることから、各地域の避難計画等の実効性を確保するための支援体制の整備など、引き続き国が責任を持って、安全確保に取り組む仕組みを構築すること。
- ③ 緊急時において線量限度を超える高線量率下での事故対応作業を実施するための関係法令を整備するとともに、自衛隊の通常任務に事故対応を追加するなど現場対応が出来る部隊を国の指揮下に設置すること。
- ④ 事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法の制定など、国の体制整備に取り組むとともに、立地自治体が事故拡大防止に関与する体制についても検討すること。
- ⑤ オフサイトセンターについて、法令又はガイドラインに国が設置や運営の主体であることを明記するとともに、速やかにガイドラインに準拠した整備を行うこと。

(3) 航空機落下及びテロの未然防止に関する事項

- ① 航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周辺上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に係る最低安全高度の設定について、法制化を図ること。
- ② 原子力施設に対するテロの未然防止のため、国内のみならず国際的な連携も強化し、情報収集や国際協力に努めること。また、武力攻撃等の緊急事態への対処処置について、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方自治体、電気事業者等の関係機関が連携し、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制を構築すること。

《内閣官房》 《内閣府》 《警察庁》 《総務省》 《外務省》 《厚生労働省》
《国土交通省》 《海上保安庁》 《環境省》 《原子力規制委員会》 《防衛省》

2 具体的な原子力防災対策について

(1) 避難対策に関する事項

- ① 実効性ある避難計画の策定を支援するため、O I Lに基づく避難範囲の特定方法などを含む各種防災関係マニュアルを作成し、関係自治体に対して速やかに示すこと。なお作成に当たっては地方自治体の意見を十分に聴き反映させること。
- ② 災害発生時の避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、地方自治体の意見を聴きつつ、国が主体となって早急に整備を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。
- ③ 県境を越えるなどの広域避難や避難行動要支援者の避難体制に係る国と関係自治体の役割分担や国による支援体制を速やかに示すこと。広域避難については、国が主体的に関係自治体や運輸事業者等と避難先の確保や車両とその運転要員の確保などの具体的な避難手段を調整するとともに、避難先への迅速な人的支援や国による大規模備蓄施設の整備などの物的支援ができる体制を構築すること。避難行動要支援者の避難体制については、避難計画策定を促進するため、地域原子力防災協議会における検討も踏まえながら、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設等の確保などに係るマニュアル等を整備するとともに、国として避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる具体的な支援体制を確立すること。
- ④ 冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や確保について、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。
- ⑤ 避難住民や避難車両等に対する避難退域時検査及び除染の方法や実施場所選定に係る基準、そのための人員体制や資機材の配備等について、避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。また、避難先となる地方自治体及び住民に対して、放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。
- ⑥ 避難ルート等の検討や準備などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、国においてS P E E D I等の予測的な手法を活用する仕組みを構築すること。

(2) 放射線モニタリング体制に関する事項

- ① 原子力発電所周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、防災範囲の拡大に対応した新たな指針を早急に示すこと。
- ② 緊急時モニタリングは、避難指示や飲食物摂取制限などを実施するためにも極めて重要であることから、国は、関係自治体、事業

者等における実施内容や役割分担、広域化・長期化に対応するための具体的な動員計画等を速やかに示し、関係自治体に策定が義務付けられた緊急時モニタリング計画の策定を支援すること。また、地方放射線モニタリング対策官を原子力施設の立地地域毎に複数名配置するとともに、資機材を早急に整備するなど、災害発生時において緊急時モニタリングの実施を統括する緊急時モニタリングセンターが確実に機能する仕組みを構築すること。

- ③ 福島第一原子力発電所事故の際に課題となった放射性ヨウ素等の大気中放射性物質の測定体制に係る基準を速やかに示すこと。また、緊急時により迅速な防護措置を実施するため、緊急時モニタリングセンターに参画する機関間で情報共有できるシステムの運用方法を明確にした上で整備すること。SPEEDIについては、関係道県が利用できるようにするなど具体的な活用方法について検討し、速やかに示すこと。さらに、海洋での放射性物質の拡散予測システムの一層の研究開発に努めること。

《内閣府》《総務省》《消防庁》《厚生労働省》《国土交通省》
《環境省》《原子力規制委員会》

IV 原子力政策について

4 原子力に関する人材育成及び技術の維持・強化について

原子力分野における人材育成及び技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、国は、中長期的な視点で原子力分野の人材育成等に取り組むこと。

《内閣府》《文部科学省》《経済産業省》《原子力規制委員会》

2. 原子力安全・防災対策の充実

（２）原子力防災体制の充実強化

- ①原子力関係施設に対する地震・津波対策など新規規制基準を厳格に適用することはもとより、原子力防災対策については、ＵＰＺ圏にとらわれることなく、関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、原子力災害対策指針等の不断の見直しに努めるなど、その充実を図ること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。

- ②地域防災計画及び避難計画については、その実効性を高めるため、国は、原子力防災対策指針における未解決課題の方針を示すとともに、住民等の広域避難など都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。

さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

- ③大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信するとともに、モニタリングポスト等必要な資機材に係る経費について、十分な財政措置を講じること。

- ④原子力発電所に近接する都市自治体等においては、今後の原子力防災対策に多大な経費が必要になることから、適切な財政措置を講じること。

- ⑤原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、都市自治体の実態に十分配慮すること。

- ⑥原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」の位置付けを明確にすること。

- ⑦国は、安全規制に携わる人材の増強と育成を行い、現場における規制体制の強化を図ること。

- ⑧地域防災力の向上を図るため、都市自治体における原子力防災に携わる関係者の対応能力の向上、原子力防災教育の充実及び避難訓練等の企画・実施を支援すること。

Ⅱ 原子力施設の安全対策について

1 原子力安全規制体制の強化について

（４）原子力規制委員会の機能の確保について

原子力規制委員会は、同委員会設置法附則第 5 条の規定に定める 3 年以内の見直しに向けて、高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、地方公共団体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、改善出来る仕組みを構築すること。

また、新規規制基準等に基づく適合性審査について、設備運用に係るソフト面の規制を含め、厳正かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図るとともに、既に適合性審査申請がなされている原子力発電所について、安全性の確保のため着実に審査を行うこと。

さらに、現場を重視した実効性ある安全対策を進めるとともに、事故制圧・防災体制を一層強化するため、現地の規制事務所の人員体制を抜本的に充実強化すること。

4 原子力安全に関する人材の育成と研究開発の推進について

原子力分野における人材育成及び技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、国は、中長期的な視点で、原子力分野の人材育成等に取り組むこと。また、地震・津波対策を含め、原子力施設の安全確保に必要な研究開発予算を十分に確保し、その促進を図ること。

Ⅲ 原子力防災対策について

1 原子力防災体制の強化について

（２）原子力防災体制について

複合災害や過酷事故が起こることを想定し、地方公共団体の意見を踏まえ、原子力防災体制を充実させるとともに、災害対策における

地方公共団体の役割の重要性に鑑み、地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備を含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。重大事故が起こった場合に備え、自衛隊などの実動組織の支援、指揮命令系統や必要な資材の整備等について、国の体制を明確にすること。また、現在、原子力発電所内の緊急作業時における被ばくに関する規制の改正について検討がなされているところであるが、原子力発電所外においても迅速な対応が図られるよう法制度の見直しや特殊部隊の創設などを検討すること。さらに、事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法の制定など、国の体制整備に取り組むとともに、関係地方公共団体が事故拡大防止に関与する体制についても検討すること。

加えて、オフサイトセンターについて、国が設置や運営の主体となることを明確にし、速やかにガイドラインに準拠した整備を行うこと。なお、避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、原子力発電所立地地域毎に設置された地域原子力防災協議会において、各地域毎の取組状況を把握し、国として地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

1. 原子力規制委員会の組織に関わること

（提言 1）原子力規制委員会の独立性の確保

- 福島第一原発事故の教訓と規制委員会設置の経緯を考えれば、規制委員会の独立性確保という理念は極めて重要であり、規制委員会は、引き続きこれに則った運営に努めること。また、関係省庁や事業者等は、十分にその理念を尊重すること。
- 一方で、規制委員会は「孤立」に陥ってはならない。一昨年 12 月の本 P T による「原子力規制行政強化に向けての緊急提言」（以下「緊急提言」）以降、規制委員会は原子力事業者との意見交換を順次行うなど、コミュニケーションの機会を徐々に増やしているものの、更に、透明性に関するルールを順守しつつ、関係省庁や事業者、自治体等の関係者との健全なコミュニケーションを深めること。
- 特に、安全や規制についての考え方を正確に広く普及していくため、原子力発電所立地自治体や地域住民はもとより、広く国民に対して、丁寧な説明・発信を行うこと。

（提言 2）原子力規制委員会に対する監査・評価機能

- 規制委員会に対する外部からの監査・評価機能として、国会の特別委員会の取組みを強化すること。
- 規制委員会は、諸外国の規制機関のトップ経験者を任命している国際アドバイザーや、I A E A（国際原子力機関）による I R R S（総合原子力規制評価サービス）を活用し、国際基準と整合の取れた規制を行うこと。
- また、外部委員が任命される政策評価懇談会を十分に活用し、外部の意見の取り込みを行うこと。
- 規制委員会は、組織規則を改正して「監査室（仮称）」を設置し、業務が適切に行われているどうかをチェックする監査体制を充実・強化すること。

（提言３）原子力規制委員会の取組みの国際的な整合性の確保

- 規制委員会は、国際的に見ても、常に最高水準の規制を行う組織であることを目指すべきである。
- 規制委員会は、今年度中にＩＡＥＡによるＩＲＲＳの評価を受けることとされており、その指摘に対しては、必要に応じ規制関係の法改正も含めて真摯に対応すること。

（提言４）原子力規制委員会の組織理念や活動原則の充実、安全目標を含めた安全や規制に関する議論の深化

- 規制委員会は、福島第一原発事故を招いた「安全神話」や「ゼロリスク」の考え方からわが国が脱却できるよう、安全目標を含めた安全や規制の考え方についてしっかりと議論を深め、その内容を国民全体に広めること。特に確率論的リスク評価については、評価手法の高度化や国際的な活用の動向も踏まえながら、更なる活用を図ること。
- 規制委員会は、平成 25 年 1 月に、自らの行動の基本となる組織理念を策定している（資料 2 参照）。米国 NRC が長い時間をかけて自らの組織理念（資料 3 参照）を成熟させてきたことも念頭において、規制委員会は、中長期的には、深まった議論の内容を踏まえて、自らの組織理念や活動原則を充実させること。

（提言５）原子力規制委員会の政府における位置付け

- 現時点では、規制委員会が環境省の下に置かれていることによって、規制委員会の独立性・中立性の観点から特段の具体的問題が生じているとは言えないため、規制委員会の内閣府への移管は行わず、現在の位置づけの下、独立性・中立性を十分に確保すること。

（提言６）原子力規制委員会をはじめとする原子力安全に携わる人材の確保・育成

- ① 抜本的な人材確保・育成策の推進
- 原子力の安全に関する専門知識を有する人材の確保・育成は、わが国の原子力安全の根幹である。将来の廃炉措置をも見据えて、原子力の安全に携わる人材の確保・育成が不可欠である。
- 規制委員会は、自らの職員とわが国全体の原子力安全に携わる人材の確保・育成のため、
 - ・ 更なる実員や定員の確保、
 - ・ 大学等と連携した将来の専門人材の育成策、

などを含む抜本的な「人材確保・育成プロジェクト（仮称）」を開始すること。

- 更に、自らの人材の確保、士気の向上につながるよう、適性に応じたキャリアアップルートの整備や、国内外の研究機関への出向・研修、資格取得機会の付与などの取組みを引き続き行うこと。
- また、政府は、規制委員会が行う人材確保・育成に関する取組みを全面的にバックアップすること。

② ノーリターナルールの明確化

- 規制委員会は自ら計画的な採用・育成を行い、中長期的視点から必要な職員を確保することが基本である。
- その上で、ノーリターナルールに関しては、本年２月の「原子力防災体制の充実・強化等に関する提言」（以下「２月提言」）に盛り込んだ次の取組みを実施すること。
 - ・ 規制委員会の職員の原子力利用を推進する行政組織への直接の配置転換については、規制委員会設置法附則第６条第２項を厳格に適用すること。
 - ・ また、別の部署を経由した「原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織」への配置転換についても法の趣旨を踏まえて厳格に運用すること。
 - ・ 規制委員会は、ノーリターナルールの対象となる「原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織」を早急に明確にするなど、現在規制委員会の職員である者及び今後職員となる者の双方の視点から、円滑な人材の確保・育成を可能とする効果的な仕組み・運用を定め、公表すること。
- 更に、規制委員会及び関係省庁は、規制委員会以外の省庁出身の人材のうち一定程度が規制委員会で経験を積み継続して活躍できるよう、人事運用を行うこと。

③ 試験研究炉の安全性確保に関する取組み

- 試験研究炉は、人材育成という観点からも重要である。適合性確保のための審査に際し、政府は、大学等への支援を強力に行うこと。
- 審査にあたっては、規制委員会は、大学等に対する丁寧な指導を行うこと。

2. 原子力規制委員会が行う規制やその運用に関すること

(提言7) 規制基準や審査の充実・明確化

- より一層充実した審査と確実な安全対策の実現には、事業者等に対して、規制基準や審査等の考え方を正確に伝え、理解を深めてもらうことが重要である。
- このため、これまでの審査を通じて得られた経験・蓄積を踏まえて、規制基準や審査の考え方等を速やかに「審査ガイド」等に盛り込んでいくことにより文書化し、より明確に示していくこと。
- その一環として、審査やヒアリングの際の指示事項等は、その都度文書化し公開することにより将来への蓄積とすること。
- 米国NRCを参考に、いわば「日本版スタンダードレビュープラン」を作成し、審査の際の考え方やチェック項目を事前に示していくこと。
- また、規制基準の考え方を明確化するために学会等が作成する基準についても、適切なプロセスを経た上で、積極的に活用すること。学会等においても、活用されやすい基準となるよう多様なメンバーの選定や品質の確保などに十分努力すること。
- 更に、原子炉等規制法の審査プロセスなどの手続きについても、文書化し、明らかにすること。

(提言8) 原子力規制委員会の運営や専門審査会等の活用のあり方

- 規制委員会は「合議制」の組織であるという設置の趣旨を踏まえると、委員会においては、検討の過程がわかるような十分な審議が行われることが望ましい。このため、審議の際は、必ず全ての委員が賛否を表明するなど、十分な審議を行うこと。また、特定の委員の専門性に大きく依存することなく判断が行われるよう、原子力規制庁は各委員による情報の収集、分析を十分にサポートすること。
- 地震、津波や火山の専門家など、原子力規制を行う上で必要十分な数の専門家を、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員として確保し、効率的かつ適正な体制を整備するなどにより、積極的に活用すること。
- また、両審査会を設置した際の考え方に基づき、「安全目標を巡る諸課題」「安全文化の醸成」「原子力利用における安全確保のための人材育成」等について両審査会での議論を開始すること。
- 様々な分野において有識者を活用する場合には、いささかの政治的疑念も生じさせることなく、中立・公平な立場で調査が行われるよう、委員の人選を行うこと。

(提言 9) バックフィットルール適用の考え方の明確化

- 国民の健康と安全を第一として原子力の安全を確保するには、常に世界最先端の科学的・技術的知見を踏まえた対応を行うことが必要である。このため、原子力規制委員会設置法の制定とともに改正された原子炉等規制法において、いわゆる「バックフィットルール」が導入された。これは、新たな科学的・技術的知見等により、規制基準に新たな項目が追加された場合や基準の引き上げが必要となった場合に、既設の原子炉に対しても新たな基準への適合を求めるものである。
- この制度の円滑な運用のため、新たにバックフィットを求める際に、即時に対応を義務づけるか否かは安全上の重要性を踏まえて判断するなどの、「バックフィットルール適用の考え方」を予め明らかにすること。

(提言 10) 原則 40 年廃炉ルールのあり方

- 原子炉等規制法では、原発を運転することができる期間は、運転開始から原則 40 年とされている。ただし、同法に基づく運転期間延長の申請を行い、運転期間の満了に際し、規制委員会から認可を受けた場合には、1 回に限り 20 年を上限として延長することが認められている。
- 運転期間（40 年）の延長に係る審査については、法の趣旨や立法時の議論を踏まえて厳正かつ適切に対応すること。
- また、審査中に 40 年の運転期限を迎えた場合の解釈を明確化すること。

3. 原子力防災に関すること

(提言 11) 原子力防災

① 不断に原子力防災体制の改善努力を続けること

- 本 P T の 2 月提言も踏まえ、政府の原子力防災体制については、次のような強化がなされてきたところである。
 - ・ 昨年 10 月に内閣府に原子力防災を担当する政策統括官が設置され、地域の緊急時対応の支援体制が強化された。
 - ・ 本年 3 月に、地域原子力防災協議会が設置され、同協議会での地域防災計画策定支援から訓練の実施、反省点の抽出といった P D C A の枠組みが導入された。
 - ・ 本年 7 月に、大規模複合災害への対応として、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の情報収集、意思決定、指示・調整の

一元化にむけた運用体制が整備された。

- こうした政府の取組みは、基本的な原子力防災体制を確立したものとして評価できるが、防災の取組みに「完璧」はない。そのため政府は、関係自治体等と密接に連携し、より実効性の高い原子力防災体制の強化や、支援の充実に向けて、不断の改善努力を続けること。

② 原子力防災に携わる人材の確保・育成、国際連携体制の強化

- 原子力の安全確保のためには、オンサイトだけでなく、オフサイトの防災に係る人材の確保・育成も必要である。原子力防災に係る専門的・国際的な人材の確保・育成のため、職員研修の充実、関係府省庁や関係自治体との人事交流の促進、外部専門家・研究者との連携強化等を図ること。
- 原子力防災に関しては、福島第一原発事故を踏まえ、ＩＡＥＡ等の国際機関や諸外国において、様々な議論が行われている。国民に信頼される原子力防災体制であるためには、わが国としても、こうした国際的な議論や、諸外国の制度・運用の良好事例などを調査し、不断に取り入れる必要がある。そのため、福島第一原発事故後のわが国の経験や取組みを国際的に発信すると同時に、最新の国際動向を踏まえてわが国の原子力災害対策指針や具体の防災対策を継続的に発展させていくため、ＩＡＥＡやＯＥＣＤ／ＮＥＡ（経済開発協力機構/原子力機関）等の国際機関や原発立地国等との連携など、原子力防災に係る国際連携体制を強化すること。

（提言 12）政府の危機管理組織のあり方

- 政府が設置した「政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合」では、いわゆる「日本版 ＦＥＭＡ」のような政府における統一的な危機管理対応官庁の創設等中央省庁レベルでの抜本的な組織体制の見直しは、現段階においては積極的な必要性は直ちには見出しがたいとされたところであるが、今後とも、よりよい危機管理対応体制を目指し、継続的に検討を行うこと。